

## 水道管破損事故防止のお願い

### 【水道管の破損事故を防ぐために】

#### 工事施工に伴う水道管の破損事故が多発しています。

水道管の事故は、地域住民をはじめとして、大勢の方に迷惑を及ぼします。

工事施工に伴う水道管の破損事故を防止するため、事前に水道局と協議をしてください。

給水管の位置情報が参考図として提供できるようになりました。(参考資料参照)

ただし、提供資料は参考図であり、現地と合致しないことがありますので、

施工に際しては手掘りをするなど、細心の注意を払ってください。

### 【協議先】

管 轄	事務所名	所 在 ・ 連 絡 先
中区・南区	中部管理事務所	水道局基町庁舎 3 階 〒730-0011 広島市中区基町 9 番 32 号 TEL:(082)221-7222 FAX:(082)221-5606
東区・安芸区・安芸郡 府中町及び坂町	東部管理事務所	水道局牛田浄水場内 〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目 8 番 1 号 TEL:(082)223-6611 FAX:(082)223-6615 (注)高陽方面から広島市内向き路線の 牛田新町一丁目バス停側を左折して下さい。
西区・佐伯区	西部管理事務所	水道局佐伯庁舎 2 階 〒731-5135 広島市佐伯区海老園二丁目 11 番 41 号 TEL:(082)923-4122 FAX:(082)923-0016
安佐南区・安佐北区	北部管理事務所	水道局高陽浄水場 隣 〒739-1732 広島市安佐北区落合南六丁目 1 番 1 号 TEL:(082)843-9220 FAX:(082)843-9290

### 【参考資料】

- ・「地下埋設物占有者間協議書について」(令和2年5月14日付け 維持通知第R2-13号)
- ・「協議書を提出される皆様へ」(回答添付図例)

維持通知第 R2-13 号

令和 2 年 5 月 14 日

各 事 業 者 さ ま

広島市水道局事業管理者  
水道局長 友広 整二  
(技術部維持課)

地下埋設物占有者間協議書について

時下、貴事業体におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市からの地下埋設物占有者間協議書の回答には、個人情報（給水配管位置）が含まれる場合がありますので、申請する協議書には調査目的を下記のとおり記載していただきますようお願いいたします。

また、調査範囲に私道がある場合は、地権者（給水使用者）から当該情報を提供することについて承諾を得ることとし、承諾書を添付してください。

記

・ 調査目的

(例：掘削工事に伴い水道管（本管・給水管）の破損事故を未然に防ぐため。)

担当 730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部維持課

林 隆

電話 082-511-6862

Fax 082-511-6859

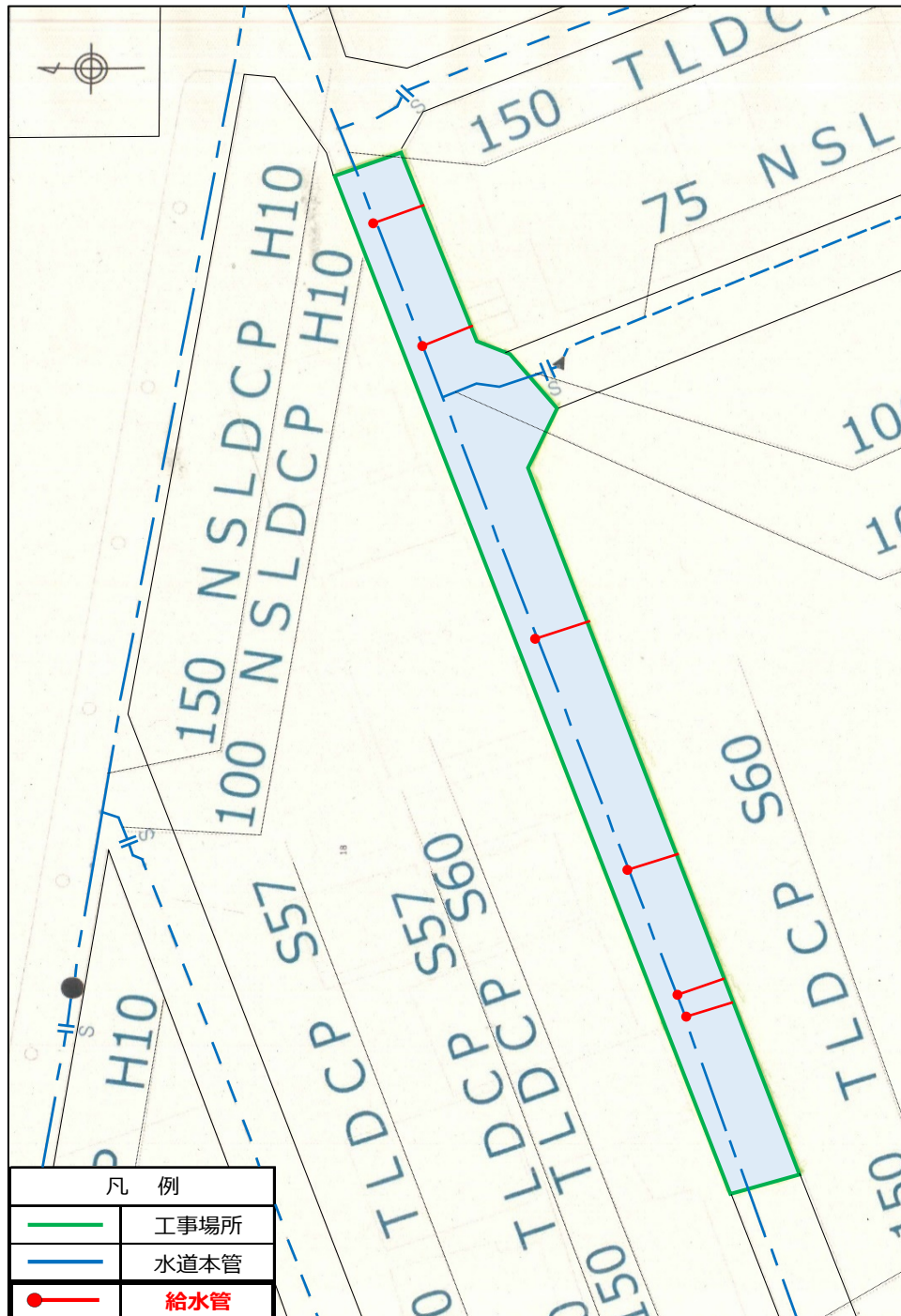
Email [w-iji@city.hiroshima.lg.jp](mailto:w-iji@city.hiroshima.lg.jp)

協議書を提出される皆様へ

協議書に下の例文を記入いただくと、公道上の給水管情報を提供できるようになりました。（下図参照）

（例文） 調査目的：掘削工事等に伴い、水道管（本管・給水管）の破損事故を未然に防ぐため。

（回答添付図例）



参 考 図

本図面は参考図です。現地と合致していないこともあります。